

「快報 风险信息」は、中国に拠点をお持ちの企業の皆様にお届けするリスク情報誌「中国风险信息」の速報版です。

2022年6月3日

工場における操業再開時の防疫・安全対策

6/1の上海市当局の会見(新型コロナウイルス感染症の防疫対策について)によると、市内の新規感染者数(無症状感染含む)は大幅に減少しており、効果的な感染者の管理・制御が継続されています。また、正常な生産・生活の再開に向け、企業や園區等の全面的な再開が進められています。当該期間に感染症の蔓延や安全生産事故が発生することがないように、各企業には円滑かつ秩序正しく運営を行うことが求められます。本稿では、5/31に公表された「上海市工業企業復工復産疫情防控指引(第三版)」の内容に基づき、操業再開時の注意点について解説します。

1. 防疫対策について

「上海市工業企業復工復産疫情防控指引(第三版)以下、第三版と表記」に基づき、企業(工場)が求められる具体的な措置について整理しました(表1)。当該文書の全文は、右のQRコードをスキャンしてご確認ください。



表1_防疫対策のポイント「上海市工業企業復工復産疫情防控指引(第三版)」

分類	企業(工場)における措置のポイント	
責任の明確化	1) 感染対応の責任体制を明確化し、 専門チーム を設置する。 2) 行政組織の要求に従い、操業再開に当たった 緊急マニュアル を整備する。 行政組織において復工復産推進や感染対策を担う部門と密に連携する。	
エリア毎の管理	リスク区分管理	感染リスク区分に基づいて4つの区域を設ける。 緑区=正常生産区、青区=新たに職場復帰した人員の観察区、橙区=濃厚接触者の隔離区、赤区=感染者の隔離区
	用途区分管理	用途に応じて以下の区分管理を行い、特に結合部における感染対策を強化する。 1) 交接区域(出入口、積卸場所、倉庫等) 2) 生産経営区域(工場、会議室、オフィス等) 3) 生活区域(食堂、宿舎、ジム等) 4) 公共衛生区域(トイレ、廃棄物処理場等) 5) 公共空間(道路、室外グラウンド等)

エリア毎の管理	環境整備	<ol style="list-style-type: none"> 1) 社員か専門業者により定期的な消毒作業を行う。 2) 特に、多数の人が接触する場所(手すり、ドアノブ、エレベータやインターホンのボタン、宅配物の棚、ゴミの保管場所)、人が集まる場所、セントラル空調、トイレ、物の受け渡し場所等は、高頻度で消毒を行う。 3) オフィスや公共空間ではエアコンの通風機能を適切に使用する。
	生活・オフィス管理	<ol style="list-style-type: none"> 1) 分散して食事をとる。座席レイアウトに配慮し、アクリル板を設置する。食事時の対人距離は1m以上確保する。 2) 社員宿舎への外来者の往来はできるだけ少なくする。 3) 会議は可能な限りオンラインで実施し、大人数の会議・研修の実施はできるだけ避ける。
社員管理	対象	正社員だけでなく、以下のような社外人員にも適切に管理する。 派遣社員、他社の常駐者、外部社員、実習者、臨時訪問者等
	定期的な検査実施	<ol style="list-style-type: none"> 1) 原則として、すべての社員に毎日抗原検査を実施する。 2) 地域の行政組織の要求に応じた頻度で、PCR検査を実施する。 3) 一定規模以上の企業では、検査対応要員に対する研修を実施する。
	健康管理	<ol style="list-style-type: none"> 1) 「場所コード」「健康コード読み取り機」等の機器を構内に配置する。 2) 社員の健康状況を毎日把握する担当者を決めておく。
	出入管理	<ol style="list-style-type: none"> 1) 「場所コード」「健康コード」で出入者の登記管理を行う。 2) 外来者の受け入れ時は、健康コードの確認、マスク着用、検温、登記、消毒を徹底し、72時間以内のPCR陰性証明の提示を求める。72時間の陰性証明がない場合にはその場で抗原検査を行う。外来者の対応は限定された場所で行い、対応完了後に速やかにPCR検査を受けて結果を知らせるように求める。 3) 出入口付近に臨時隔離場所を設け、発熱・健康コードが黄・赤の社員は速やかに隔離して、報告する。 4) 「場所コード」のスキャン場所等で社員が密集しないよう、動線を整理する。
物流管理	健康管理	<ol style="list-style-type: none"> 1) 防疫三件套(マスク、対人距離、衛生措置)、防護五还要(マスク、対人距離、飛沫防止、手洗い、換気)の教育を徹底する。 2) 感染リスクのある企業は在宅勤務を行うか、社有車等で住居～勤務先間の送迎を行う等して、通勤中の感染リスクを防止する。 3) 市外へ出る社員には、48時間以内のPCR陰性証明と24時間以内の抗原検査陰性証明を必須とする。(24時間以内のPCR陰性証明がある場合は、抗原検査は省略可)
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 専用の生活物資の搬入ルート、搬入場所は専用に設け、他の場所と隔離する。 2) サプライヤー車両の受け入れ時には、特定の人員のみで荷卸し、開梱、消毒、保管等の対応を行う。 3) 省を跨ぐ物流を行う必要がある企業は、所在地域の行政区間より、所定の輸送通行証の発行を受ける。

宅配便等管理	1) 保管管理や消毒は統一的に実施する。 2) 宅配物の外装は、消毒液による噴射や拭き取りを行う。
防疫用品の備蓄	抗原検査キット、消毒機材、マスク、アルコール、消毒液、体温計、ゴーグル、防護服、医療用手袋等の防疫用品を備蓄する。
緊急時の対応計画	1) 緊急時にも社員が適切に行動できるよう訓練を行う。 2) 地域の行政組織と緊密に連携できるよう、連絡・報告ルールを整備する。 3) 臨時隔離エリア、コンテナを引き続き設置する。 4) 検査で異常が確認された場合には、速やかに社内の管理者と地域の行政組織へ報告する。

2. 安全生産事故の防止対策について

第三版には、防疫対策だけでなく安全管理についても多くの要求事項が記載されています。これは市政府が感染症の蔓延を防止すると同時に、事故の発生防止に注力していることを示しています。多くの社員が職場を長期間離れていた、設備が停止していたことを考慮すると、潜在的な危険が多く存在しているものと考えられます。第三版の内容および弊社の安全管理に関する知見を基に、安全生産事故を防止するためのポイントを整理しました(表2)。

表 2_安全生産事故防止対策に関するポイント

対策種類	企業(工場)における措置のポイント
安全生産管理*	① 長期にわたり生産業務から離れている社員について、交替勤務等により適度に休憩を設ける。
	② 長期にわたり生産業務から離れている社員について、教育を強化する。
	③ 防疫・生産安全について、社員へ教育・研修を実施する。
	④ 社員の心身のケアを強化する。
	⑤ 重点場所・部分や危険作業に関する安全管理要求を徹底し、安全許可制度を厳格に実施する。
	⑥ 過重労働や安全を軽視した作業が発生しないよう、適切なスケジュール調整を行う。
	⑦ 長期間にわたり稼働(または停止)していた設備・配管等の生産設備のメンテナンスを強化し、安全性を確保する。
火災事故防止	① 消防設備(消火器、消火栓、スプリンクラー、自動火災報知設備、ガス漏洩検知器など)について全面的に検査を行い、作動状況を確認する。
	② 構内の防雷設備の検査を行う(例:避雷針の破損していないか、接地抵抗が規定値を満たしているか など)。

	③ 甲類・乙類・丙類に該当する気体・液体の貯蔵タンク、ポンプステーション、輸送配管、中間タンクの検査を行い、漏洩が見られた場合には、速やかに補修する。
	④ 甲類・乙類・丙類に該当する気体・液体を使用する生産設備は、パージ作業を実施した後に使用する。
	⑤ 高リスク設備の試運転時に、重要なパラメーター（例：温度、圧力、流量など）を監視し、異常がないことを確認してから稼働する。
	⑥ 防爆エリアに設置された防爆電気設備の外観検査を行う（例：電気配管が緩んでいないか、配電盤のケーシングが破損していないか など）。
	⑦ 防爆エリアに設置された静電気除去装置の検査を行う（例：静電気接地クリップが適切に接続されているか、警報装置が正常に機能しているか など）。
	⑧ リスクの高い現場については、応急対策案にしたがい、応急訓練を実施する。
労災事故 防止	① 新規作業者の安全意識の向上を図るため、安全訓練を実施する。
	② 機械設備の消耗品・破損しやすい部品について確認し、必要に応じて部品交換を行う。
	③ 機械設備の安全装置の検査を行う（例：防護柵が適切に運用されているか、物理的な安全装置が設置されているか など）。
	④ 特殊設備の検査を行う（例：高圧容器本体は周辺装置の検査が適切に行われているか、クレーンのワイヤロープが摩耗していないか、フォークリフトのブレーキやリフトが正常に機能しているか など）。
	⑤ 安全保護具（例：防毒マスク、保護メガネ、耐酸・アルカリ防護服、ヘルメット、安全手袋、安全帯、安全靴など）が社員に配備されているか確認する。
	⑥ 特殊作業（例：密閉空間での作業、高所作業など）については、監督者を配置し、各種安全対策の徹底を図る。
	⑦ 電気工事士が各設備機器を点検する（例：接地状況、防雷装置の機能状況など）。
	⑧ 「生産量を増やす」ことを理由に、安全規定に違反させた作業や過負荷生産となる作業に従事させてはならない。
風水災 事故防止	① 既存の風水災対策に関連する資機材（例：止水板、土のう、揚水ポンプなど）について確認し、必要に応じて資機材を補充・手配する。
	② 構内道路の排水マンホールを点検し、閉塞状況を改善する。
	③ 建物の壁・窓を検査し、適切な対策を講じる（例：クラックの補修、破損した窓の更新など）。
	④ 工場基礎の沈下状況を確認し、必要に応じてグラウト材で隙間を埋める。

	⑤ 建物の屋根の点検を行い、防水層や採光窓の破損箇所の補修状況や排風管などの固定状況を確認する。また、雨どいや排水溝が閉塞していないか確認する。
	⑥ 排水ポンプが自動制御モードに設定されているか(突発的な降水の際に、速やかに排水を行うことができるか)点検する。

*「上海市工業企業復工復産疫情防控指引(第三版)」より引用

万が一、構内で感染者が発生した場合には、更なる生産停止・減産につながり、大きな損失が発生するリスクがあります。また、今般のような特殊な状況下での操業再開時には、社員の作業負荷が大きくなり、かつ社員の安全意識の低下や設備機器の整備(動作)不良が発生しやすくなることから、事故に至る危険性が高くなりがちです。

本稿が皆さまの工場操業再開を行う上でのお役立ちとなれば幸いです。

以上

執筆: インターリスク上海 諮詢部 高級經理 楊奧
經理 陳泓

瑛得管理諮詢(上海)は、中国・上海に設立されたMS&ADインシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等へのリスク調査や、BCP策定等の各種リスクコンサルティングサービスを提供させて頂いております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

<お問い合わせ先>

瑛得管理諮詢(上海)有限公司 (日本語表記: インターリスク上海)

上海市浦東新区世紀大道 100 号 上海環球金融中心 34 階 T10 室-2

TEL:+86-(0)21-6841-0611(代表)



瑛得管理 公众号